

道路沿線の樹木所有者の皆様へ

道路上に張り出している又は交通に支障を及ぼす恐れのある樹木等の伐採・剪定・適正な管理のお願い

沿道の樹木管理が適正に行われていないと、道路に張り出した枝に自動車が接触したり、枯れ木の枝が自動車の落下したり、道路側への倒木により自動車が通行できなくなるなど、道路利用者の通行の安全を害するおそれがあります。

このような事故が発生した場合、所有者責任を問われることがありますので、所有者の皆様におかれましては、敷地内の樹木等について定期的な点検を行うとともに、道路へ張り出した枝の伐採や剪定等の適正な管理をお願いします。

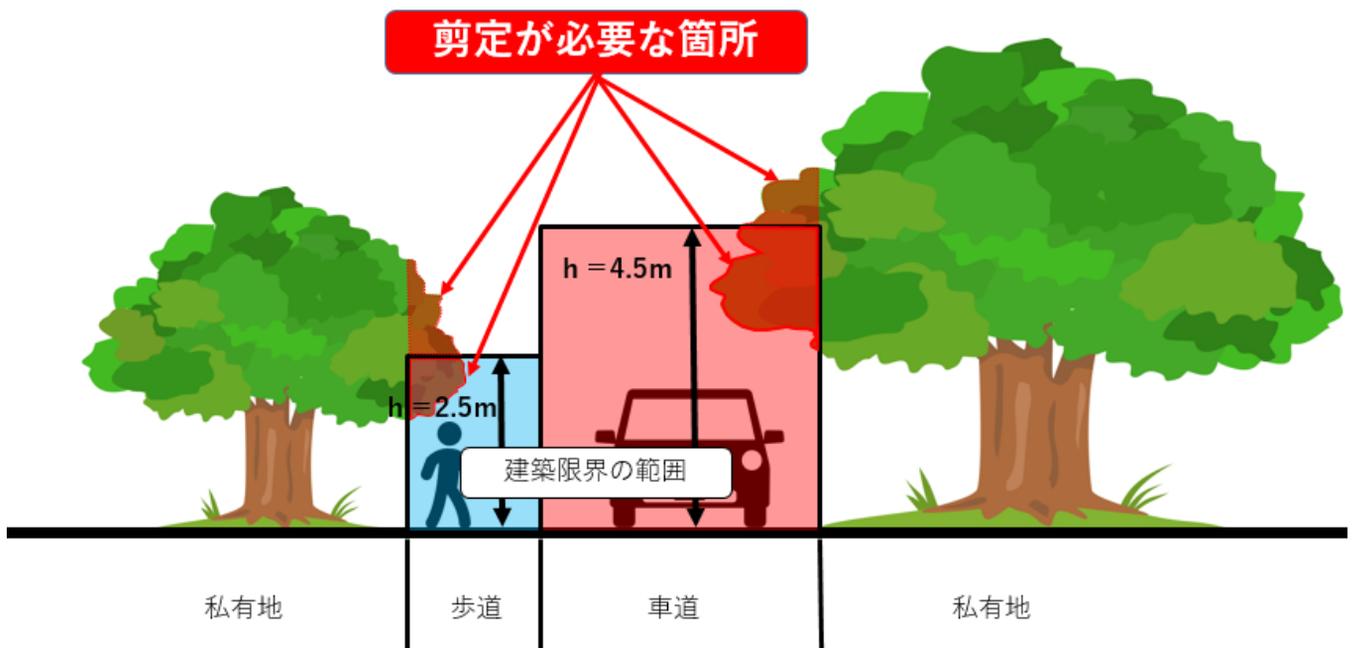
個人の所有地から、道路上に張り出している樹木等は、土地の所有者に所有権があるため、倒木等の緊急時を除き、市で勝手に伐採することはできませんが、令和5年4月1日に民法233条が改正され、原則は従来通り樹木の所有者に切除を求めるべきとしているものの、督促しても越境した枝が切除されない場合や、樹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、越境されている土地の樹木の切除が可能とする内容に変わりました。

また、道路管理上、危険があり、緊急を要する場合は、土地所有者に断りなく剪定を行うことがあります。

【道路通行の支障と範囲について】

道路法及び道路構造令では、道路を安全につうこうするため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となるものを置いてはならないと規定されています。

また、建築限界の範囲外であっても、道路の上空には樹木の枝などが張り出さないよう適正な管理をお願いします。



裁判事例（道路上に張り出した木により、所有者が訴えられた事例）

損害賠償請求事件 和歌山地裁田部支部昭和46年(ワ) 51号昭和47年7月26日判決（確定）

（事件の概要）

国道上に突き出て生育している松の大木の幹に自動車の屋根が衝突し、運転の自由を失い、付近の民家に突っ込みブロック塀等を破損し、右自動車を大破し、運転者も負傷した。このため、運転者ら（運転者及び使用者たる会社）は被った損害について、道路管理者と松の木の所有者（占有者でもある）を被告として損害賠償請求訴訟を提起した。

（判決要旨）

松の木所有者は、これを国道上から撤去するなど危険防止について適当な措置を講じなければならない立場にあったものと認めることができ、道路管理者とは別個にその植栽支持についての責任を負うものであって、この植栽の支持について、道路管理者の管理支配を受けべき地位にあったものでないことはいうまでもない。仮に本件事故前に道路管理者から本件松の木の伐採等について何らの指示ないし要請を受けなかったとしても、松の木所有者の責任に影響を及ぼすものではなく、松の木の所有者は民法第717条第2項に基づき本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるものといえることができる。

樹木を伐採・剪定いたただく場合には次のことにご注意ください

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業にあたっては作業中の安全確保に加え、通行車両、歩行者、自転車等の安全確保に十分配慮して下さい。
- ・道路上で作業をする場合は、所定の手続き（道路占用許可等）が必要となる場合がありますので、詳しくは管轄の県民局・地域事務所へお問い合わせください。

※併せて、道路使用許可が必要な場合は、管轄する警察署へ手続きが必要です。

【県道に関するお問い合わせ先】

東備地域事務所 地域維持管理課 (0869) 92-5170

【市道に関するお問い合わせ先】

赤磐市建設事業部建設課 土木班 (086) 995-1486



赤磐市マスコットキャラクター
あかいわももちゃん